

Ⅱ 障がい者支援について

1 提言の背景

(1) 最近の状況

平成19年4月から、「特別支援教育」が学校教育法に位置付けられ、すべての学校において、障がいのある、幼児児童生徒（以下「生徒等」という。）の支援の充実が求められてきた。

県議会においては、特別支援学校、特別支援学級及び通級により指導を受ける生徒等が増加していることによる課題や、通常の学級における学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）等の発達障がいのある生徒等への支援のあり方、さらに、離島における障がいのある生徒等の進学の課題などについて、議論を行ってきた。

今回は、障がい者支援に関する様々な課題の中から、以下の課題について、検討することとしたものである。

(2) こども総合療育センターの現状

障がいのある子どもの早期発見・早期療育のために、より専門的な診療等や地域における療育の推進を図るための機関の整備が求められてきた。

県議会が行った平成20年度の政策提言「子育て支援について」の中でも、その整備の必要性が示されている。

その後、昨年6月に、障がい児全般にわたる総合相談窓口を備え、発達障がいをはじめとする障がい児またはその疑いのある子どもを対象として、外来による診療・療育及び地域療育支援などを行う「こども総合療育センター」（以下「センター」という。）が、旧整肢園の建物を改修して、オープンしたところである。

しかし、身近な地域での支援が十分と言えないことやセンターへの期待の大きさ等から利用者が集中し、診療までの待機期間が数ヶ月にも及ぶという問題が生じた。その改善のために、医師等を増員するなどの対応がなされてきたが、依然として、診療待ちの状況が続いている。

センターが、利用者の期待に応え、本来果たすべき役割を十分に発揮するためには、総合的な対策が必要である。

(3) 離島の特別支援教育の現状

本県には、県立15校、国立1校の特別支援学校、地域の小・中学校においては、特別支援学級や通級による指導等により、特別支援教育が行われている。

このうち、種子島と奄美大島においては、特別支援学校が設置されているが、その他の離島における特別支援教育の充実が、本県教育の長年の課題のひとつである。

このような中で、平成22年度から、大島養護学校の教員を与論高校の校舎に派遣する訪問教育が始まった。また、高等部のなかった中種子養護学校に、来年4月に高等部が開設されるなど、離島における後期中等教育の充実が図られてきている。

しかし、特別支援学校高等部が設置されていない離島の保護者等からは、引き続き、地域で学べるように、特別支援学校の分校・分教室の設置等を要望する声があがっている。

一方、県教育委員会においては、特別支援学校に本来求められる高度な専門性や学習効果が、少人数の学習集団において得られるか明らかでないといった課題が考えられることから、生徒の在籍見通しや、他県における設置状況の調査等を行っている。

離島においては、障がいのある生徒は、進学時に選択肢が限られていることなどから、与論島の訪問教育の成果等を踏まえつつ、この課題について、早急な検討が必要である。

(4) 小・中学校における特別支援教育の現状

障がいのある児童生徒の学校における日常生活の介助、学習活動上のサポート等を行う特別支援教育支援員については、各市町村により配置されているが、財源が交付税であることから、市町村によっては、支援員の人数や勤務時間など、学校のニーズに応じた配置になっていない現状が見られる。

また、担任への支援や学校内・関係機関との連絡調整を円滑に行うために、すべての小・中学校に配置されている特別支援教育コーディネーターについては、それぞれの学校の取組に任されており、その役割を十分に発揮できるような環境整備が課題となっている。

小・中学校における特別支援教育の充実のためには、市町村教育委員会と連携した積極的な取組が必要である。

(5) 発達障がいへの理解の現状

発達障がいは、見た目には障がいがあることはわかりにくく、本人や周囲の人たちも障がいがあることに気づきにくいため、周囲とのコミュニケーション等がうまくいかなかったり、学校・職場や地域で困難を抱えたりすることがある。また、発達障がいについての誤解等から、理解や支援に結びつかない場合があるので、一層の理解を進めるため啓発等が必要である。

以上の観点から、次のとおり提言する。

2 提 言

- (1) こども総合療育センターが、発達障がい児の療育等の中核施設としての役割を十分に果たすため、中・長期的な視野に立った、高い専門性を有する人材の確保や人材育成などに努めるとともに、地域における支援ネットワーク作りのための市町村や関係者との協議を早急に進め、必要な調整・助言・研修等に一層取り組むこと。なお、受診の待機状況については、引き続き改善に向けた対応に努めること。

また、整肢園の廃止に伴って、その機能の一部を引き継ぐ当センターにおける肢体不自由児のリハビリについては、利用者の動向やニーズを踏まえた対応に努めること。

- (2) 特別支援学校高等部のない離島においては、進学時に選択肢が限られており、また、本土に比較し、生徒や保護者に精神的及び経済的な負担が生じているケースも見受けられる。

その解決のため、現在与論島において実施されている高校校舎を活用した大島養護学校の訪問教育の成果等も踏まえつつ、同方式の他島への拡充等について早急に検討すること。

なお、これと並行して、分校・分教室の設置についても、引き続き、検討を行うこと。

- (3) 発達障がいを含むすべての障がいのある生徒等への特別支援教育の更なる推進のために、特別支援教育支援員の制度を一層活用し、必要に応じた配置がなされるよう、各市町村に対し助言を行うこと。

また、特別支援教育コーディネーターについては、その役割が十分に発揮されるよう、更なる資質の向上に努めること。

- (4) 発達障がいに対する一層の理解を進めるため、県や市町村の行政・教育・警察など公的機関及び保育所等の関係機関に勤務する職員の研修を継続して実施するとともに、県民に対しても、さまざまな機会を通じて、広報・啓発に努めること。

参考

現状・取組等

1 本県の特別支援教育の状況

(1) 児童・生徒数 H23.5.1現在(単位:人)

区分	小学部等	中学部等
特別支援学校	550	450
特別支援学級	1,348	541
通級による指導	747	9
計	2,645	1,000

(2) 特別支援学級等の状況

区分	小学校		中学校	
	学校数	学級数	学校数	学級数
特別支援学級	400	425	196	201
通級による指導	45	61	2	2

(3) 平成23年度特別支援学校の幼児児童生徒数・学級数

H23.5.1現在

学校名	幼稚部		小学部		中学部		高等部		訪問教育		計	
	学級	幼児	学級	児童	学級	生徒	学級	生徒	学級	児童生徒	学級	児童生徒
鹿児島盲			4	8	5	8	11	33			20	49
鹿児島聾	6	23	8	18	4	9	8	15			26	65
武岡台養護			24	106	19	91	28	175	1	2	72	374
鹿児島養護			12	30	11	33	14	42	7	18	44	123
桜丘養護			13	34	6	19			6	16	25	69
皆与志養護			8	14	6	12			2	6	16	32
指宿養護			8	16	4	8	7	27	1	1	20	52
南薩養護			7	24	9	37	6	39	2	3	24	103
串木野養護			19	57	7	39	19	114	2	5	47	215
出水養護			18	58	11	41	17	100	2	4	48	203
加治木養護			10	26	7	19	7	14	7	19	31	78
牧之原養護			15	61	11	47	18	113	7	19	51	240
鹿屋養護			17	53	10	37	15	69	2	2	44	161
中種子養護			6	11	4	7			1	2	11	20
大島養護			8	16	7	25	8	49	5	9	28	99
合計	6	23	177	532	121	432	158	790	45	106	507	1,883

鹿大附属特別支援			3	18	3	18	3	24			9	60
----------	--	--	---	----	---	----	---	----	--	--	---	----

2 発達障がいについて

(1) 発達障がいの定義

発達障害者支援法には「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」とされている。

(2) 発達障がい疑われる幼児・児童・生徒の割合等

- ① 県障害福祉課が県社協に委託して、平成21年11月に県内699箇所の保育所・幼稚園を対象に行った実態調査(343箇所の保育所・幼稚園から回答)
 - ・行動面や集団活動などで特別な配慮が必要な園児の割合 4.9%
- ② 県総合教育センターが平成17年9月に県内小学校22校,中学校22校,196学級を対象に行った実態調査
 - ・学習面や行動面に困難を有する児童生徒の割合 6.5%

※①の調査結果を保育所・幼稚園の在籍者数に,②の調査結果を小・中学校の在籍者数に乗じて対象者数を算出すると

(単位：人)

区分	在籍者数	割合	対象者数	備考
保育所	33,474	4.9%	1,640	在籍者数は平成22年4月現在
幼稚園	18,677	4.9%	915	"
小学校	95,576	6.5%	6,212	"
中学校	50,937	6.5%	3,311	"
計	198,664		12,079	

※ 文部科学省全国実態調査(平成14年)では、知的発達に遅れはないが、学習面や行動面で著しい困難を示す児童生徒の割合は、6.3%となっている。

3 こども総合療育センターの取組(概要)

(1) こども総合療育センターの役割

こどもの心身の発達に関する保護者や地域からのさまざまな相談に応じるほか、発達障がい、知的障がい、肢体不自由又はその疑いのある子どもを対象に、医師が診療を行う診療所機能、専門職種が訓練を行う療育機能、保健師等が関係機関と連携して地域療育の支援を行う機能などを持っている

(2) 診療件数

平成22年度診察件数

初診	698人 (月平均 58人)
再診	2,880人 (月平均240人)
合計	3,578人 (月平均298人)

初診698人の内訳=鹿児島市414人(59%)

児童総合相談センターとこども総合療育センターの診察実績比較(初診) (単位：人)

項目	診察実績 (年度計)	予約実績 (年度計)
年度		
平成21年度(児童総合相談センター)	461	528
平成22年度(こども総合療育センター)	698	973
比較(H22/H21)	1.5倍	1.8倍

(3) 診察結果(初診)

- ① 受診経路別人数…家族・親戚・里親 216人/698人(31%)
- ② 診察結果で発達障がい疑われる人数…460人/698人(66%)

(4) 相談等の状況(平成22年度)

- ① 電話相談1,860件, 来所相談74件
- ② 地域へ出向いての支援
 - ・個別支援 109回,巡回療育 26回,支援者の育成研修 14回

(5) 市町村の取組状況

- ① 乳幼児健診, 親子教室, 発達相談会の実施
- ② 障がい児支援として, 児童デイサービス事業の実施

4 離島ごとの小・中学校の特別支援学級の在籍状況 H23.5.1現在 (単位:人)

区分	小学校	中学校
甑島	1	
種子島	18	9
屋久島	17	12
奄美大島	68	24
喜界島	6	5
徳之島	22	9
沖永良部島	8	5
与論島	5	2
計	145	66

5 小・中学校等における特別支援教育の体制・研修

- (1) 校内委員会の設置
- (2) 特別支援教育コーディネーターの配置(各校1名以上を指名:幼稚園92.8%, 小学校, 中学校, 高等学校100.0%)
- (3) 特別支援教育支援員の配置(41市町村で435人)

6 幼稚園・小・中・高等学校の教員, 保育士等を対象とした研修

- (1) 幼稚園新規採用研修会など各種研修会を実施
- (2) 特別支援教育コーディネーター養成研修会を実施

障害児支援に関するイメージ図(地域との連携)

